

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を改正し、次の七条を新たに規定する。

（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）

第 条 郵政民営化法（以下「法」という。）第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。

- 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項
- 二 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百二十二条の九第三項
- 三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十五条第二項
- 四 産業労働者住宅資金通法（昭和二十八年法律第六十三号）第十条第六項
- 五 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）第二十条第三項
- 六 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第六項
- 七 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十二条第二項
- 八 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第五条第二項

九 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第二項

十 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十五条第二項

十一 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第十三条第二項

十二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の四第二項

十三 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十三条第二項

十四 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十八条

第二項

十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）第十条第二項

十六 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十七条第

一項

十七 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十条第二項

十八 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十九条第二項

十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年

法律第百十八号) 第三十四条第二項

二十 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号) 第十八条第二項

二十一 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号) 第十五条第二項及び附則第十

条第三項

二十二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号) 第八十一条第二項

二十三 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号) 第六十一条第二項

二十四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号) 附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第二項の規定により読み替えられた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第七十条第二項

二十五 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号) 第十条第二項

二十六 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号) 第十四条第三項

二十七 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号) 第十六条

第二項

二十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十七条第三項

二十九 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十四号）附則第六条第三項

三十 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十二条第二項

三十一 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十四条第二項

三十二 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第二項

三十三 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）附則第四条第二項

三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十四条第二項

三十五 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第二項（同法附則第七

条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）

2 法第二百二十四条第二項の規定により郵便貯金銀行（法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下

同じ。）について前項各号に掲げる法律の規定を適用する場合には、これらの規定中「他の法律」

とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

(郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係)

第 条 法第百五十二条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、法第百二十四条第一項第二号及び第六号に掲げる法律の規定並びに第 条第一項各号（第六号及び第二十号を除く。）に掲げる法律の規定とする。

2 法第百五十二条第二項の規定により郵便保険会社（法第百二十六条に規定する郵便保健会社をいう。）について法第百二十四条第一項第二号及び第六号に掲げる法律の規定並びに第四条第一項各号（第六号及び第二十号を除く。）に掲げる法律の規定を適用する場合には、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

(郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭の額の端数計算)

第 条 法第百二十二条第一項の規定により同項に規定する交付すべき金銭の額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 法第二百二十二条第一項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

(国の利害に係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の準用)

第 条 法の施行の際現に係属している法第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）の事務に関する訴訟であつて各承継会社（法第六条第三項に規定する承継会社をいう。以下同じ。）が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつて施行日以後に承継会社を当事者として提起するもの又は承継会社を参加人とするものについては、国の利害に係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第五条第一項及び第三項、第八条本文並びに第九条前段の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第一項	行政庁は
	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定す

第五條第三項	
行政庁	、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは
承継会社	る承継会社（以下この項及び第三項並びに第八条本文において「承継会社」という。）は 承継会社を当事者又は

第 九 条 前 段	第 八 条 本 文	
	第 二 条、第 五 条第 一 項、第 六 条第 二 項、第 六 条 の 二第 四 項若 し くは第 五 項、第 六 条の 三第 四 項 若 し くは第 五 項又 は前 条第 三 項	第 五 条第 一 項
前 各 条	法 務大 臣又 は行 政 庁	承 継 会 社
	第 五 条第 一 項及 び第 三 項並 びに 前 条本 文	

(関係法令の適用に関する特例)

第 条 施行日前に次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が旧公社に対してした同表の第三欄に掲げる指定、承認、免許又は許可は、それぞれ、同表の第四欄に掲げる法令の規定により同表の第五欄に掲げる者が法第百六十六条第一項の規定により当該指定、承認、免許又は許可に係る権利及び義務を承継した承継会社等（法第六条第三項に規定する承継会社等をいう。以下同じ。）に対してした同表の第六欄に掲げる指定、免許、許可又は認可とみなす。

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
一	健康保険法（大正十一年法律第七十号） 第六十三条第三項第一号	厚生労働大臣	指定	健康保険法第六十三条第三項第一号	厚生労働大臣	指定
二	医師法（昭和二十三年法律第二百一十号） 第十六条の二第一項	厚生労働大臣	指定	医師法第十六条の二第一項	厚生労働大臣	指定
三	郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第 号） 第一条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号。以下「旧公社法施行令」という。） 第三十一条において準用する医療法施行令（昭和二	厚生労働大臣	承認	医療法第七条第一項又は第二項	都道府県知事	許可

四		十三年政令第三百二十六号) 第一条の規定により読み替えられた医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 第七条第一項又は第二項	
旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第十二条第二項又は第二十七条		厚生労働大臣	
		承認	
医療法第十二条第二項又は第二十七条			
都道府県知事(診療所は許可又は認可)		、その開設付	
地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合に			

七	六	五	
二百四号) 第五条第一項	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) 第四条	旧公社法施行令第三十一条において準用する生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条	
知事	都道府県	厚生労働大臣	
許可	免許	指定	
五条第一項	電波法第四条	生活保護法第四十九条	
事	都道府県知事	都道府県知事	においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)
許可	免許	指定	

八		都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項	公園管理者	許可
九		旧公社法施行令第三十一条において準用する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）第七十六条の規定により読み替えられた同法第六十一条の三第一項	文部科学大臣	承認
十		旧公社法施行令第三十一条において準用する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の規定により読み替えられた同法第六十条の八第一項	文部科学大臣	承認
		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の八第一項	文部科学大臣	許可

十一	旧公社法施行令第三十一条において準用する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第五十条の規定により読み替えられた同法第三条第一項又は第十条第二項	文部科学大臣	承認	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三条第一項又は第十条第二項	文部科学大臣	許可
十二	旧公社法施行令第三十一条において準用する母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第五項	厚生労働大臣	指定	母子保健法第二十条第五項	都道府県知事	指定
十三	計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十七条第一項	経済産業大臣	指定	計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第四十条第四項の規定	都道府県知事	指定

	十四		十五	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十 二条第一項		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十九条第一項	
	厚生労働大臣		都道府県知事	
	指定		指定	
により都道府県知事に適用があるものとされる計量法第二百二十七条第一項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十二条第一項		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十九条第一項	
	厚生労働大臣		都道府県知事	
	指定		指定	

十六	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第二項	都道府県知事	結核指	感染症の予防及び	都道府県知	結核指
十七	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項	都道府県知事	指定	二項	都道府県知事	指定

2

施行日前に旧公社が旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第七条第一項の規定により厚生労働大臣に対して開設の通知をした診療所は、法第百六十六條第一項の規定により当該通知に係る権利及び義務を承継した承継会社等が医療法第七条第一項の規定により開設地の都道府県知事（開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次項において同じ。）の許可を受けて開設した診療所とみなす。

3 施行日前に旧公社が旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第七条第二項の規定により厚生労働大臣に対して変更の通知をした事項は、法第百六十条第一項の規定により当該通知に係る権利及び義務を承継した承継会社等が医療法第七条第二項の規定により開設地の都道府県知事の許可を受けて変更した事項とみなす。

4 施行日前に旧公社が次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者に対してした通知又は届出は、それぞれ、法第百六十六条第一項の規定により当該通知又は届出に係る権利及び義務を承継した承継会社等が同表の第三欄に掲げる法令の規定により同表の第四欄に掲げる者に対してした届出とみなす。

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第八条の二第二項、第九条第一項又は第十五条第三項	厚生労働大臣	医療法第八条の二第二項、第九条第一項又は第十五条第三項	都道府県知事（診療所にあつては、その開設

二	
七条の四第二項において準用する同法第二十七	高压ガス保安法第五条第二項又は同法第二十七
知事	都道府県
項又は同法第二十七條の四	高压ガス保安法第五条第二十七
事	都道府県知事
	区長） は特別区の 市の市長又 を設置する 当該保健所 においては、 ある場合に 区の区域に 市又は特別 を設置する 地が保健所

七条の二第五項			
第二項において準用する同法第二十七条の二第五項			
三	旧公社法施行令第三十一条において準用する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の規定により読み替えられた同法第六十一条の五第一項又は第二項	文部科学大臣	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の五第一項又は第二項
四	旧公社法施行令第三十一条において準用する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十条の規定により読み替えられた同法第十条第五項、第二十一条第一項若しくは第三十四條第二項	文部科学大臣	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十条第五項、第二十一条第一項若しくは第三十四條第二項
五	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三十一条の二第一項又は第十二条の三第一項	公共下水道管理者	下水道法第十一条の二第一項又は第十二条の三第一項
		公共下水道管理者	

六	電氣事業法（昭和三十九年法律第七十号） 第四十二条第一項又は第四十三条第三項	経済産業 大臣	電氣事業法第四十二条第一 項又は第四十三条第三項	経済産業 大臣
七	旧公社法施行令第三十一条において準用する 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法 律（平成十二年法律第百四号）第十一条	都道府県 知事	建設工事に係る資材の再資 源化等に関する法律第十条 第一項	都道府県 知事
八	旧公社法施行令第三十一条において準用する 医療法施行令第四条の五の規定により読み替 えられた同令第四条の二第一項又は第二項	厚生労働 大臣	医療法施行令第四条の二第 一項又は第二項	都道府県知 事

5 施行日前に旧公社が次の表の第一欄に掲げる法令の規定によりした占用又は行為は、それぞれ、法第百六十六条第一項の規定により当該占用又は行為に係る権利及び義務を承継した承継会社等が同表の第二欄に掲げる法令の規定によりした占用又は行為とみなす。

	第一欄	第二欄
一	旧公社法施行令第三十一条において準用する道路法（昭	道路法第三十二条第一項の規定により

	二	三	四
和二十七年法律第百八十号)第三十五条の規定により道路管理者とした協議に基づく占有	旧公社法施行令第三十一条において準用する都市公園法第九条の規定により公園管理者とした協議に基づく占有	旧公社法施行令第三十一条において準用する海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第十条第二項の規定により海岸管理者とした協議に基づく占有	旧公社法施行令第三十一条において準用する下水道法第四十一条の規定により公共下水道管理者又は都市下水路管理者とした協議に基づく行為
道路管理者がした許可に基づく占有	都市公園法第六条第一項又は第三項の規定により公園管理者がした許可に基づく占有	海岸法第七条第一項の規定により海岸管理者がした許可に基づく占有	下水道法第二十四条第一項の規定により公共下水道管理者がした許可に基づく行為又は同法第二十九条第一項の規定により都市下水路管理者がした許可に基づく行為

五	旧公社法施行令第三十一条において準用する河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川管理者とした協議に基づく占用又は行為
	河川法の規定により河川管理者がした許可又は承認に基づく占用又は行為

（建築基準法の準用）

第 条 承継会社等が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする建築物であつて施行日前に旧公社法施行令第三十一条において準用する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により旧公社がその計画を建築主事に通知しているものについては、同法第十八条第一項及び第三項から第二十二項まで（これらの規定を同法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条第三項	第十八条第一項			前項の	旧公社又はその委任を受けた者から郵政民営
	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地	承継会社等（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定する承継会社等をいう。以下同じ。）の建築物及び建築物の敷地（当該建築物及び当該敷地に係る権利及び義務を同法第百六十六条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本郵政公社（第三項において「旧公社」という。）から承継したものに限る。）	第六条から第七条の六まで	第三項から第二十二項まで	
	第六条から第七条の六まで、第九条から第十条まで及び第九十条の二				
	次項から第二十三項まで				

		第十八条第四項		第十八条第十一項及び第十二項		第十八条第十三項		第十八条第十四項、第十六項、第十七項及び第	
		第二項		第二項		第二項		国の機関の長等	
		当該通知をした国の機関の長等		当該通知をした国の機関の長等		第二項			
		第二項		第二項		第三項			
		承継会社等		同項		同項		承継会社等	
		化法の施行の日前に第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の計画について		同項		第三項			
		承継会社等		同項		同項			

十九項

(道路運送車両法の適用に関する特例)

第 条 法第六十六条第一項の規定により承継会社等が旧公社の権利を承継する場合における当該承継に係る自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条に規定する自動車をいう。)の取得に伴う移転登録については、道路運送車両法第二百二条の規定は適用しない。